

令和5年5月8日

保護者各位

岡崎市立矢作中学校長
山内 貴弘

令和5年5月8日以降の本校教育活動における感染症の対応等について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育活動に対してご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、文部科学省より、令和5年4月28日付で「5類感染症に移行する本年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』の改定」の通知がありました。本校においては、下記のように対応してまいります。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1) 平時

- 登校前の体温チェック表の記入・提出は必要ありません。
※引き続き、各御家庭での健康観察の継続をお願いいたします。
- 登校後の健康観察、適切な換気、手洗い等の対策を引き続き実施します。
- マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 給食等の食事をとる場面における「黙食」は必要としません。

(2) 感染流行時

- 活動場面に応じて、次のような措置を一時的に講じます。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
 - ・触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

2 出席停止及び臨時休業の措置について

(1) 出席停止

- 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。(裏面資料参照)
- 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とする必要はありません。
※詳細は、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」を参照してください。

(2) 臨時休業

児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応します。

(連絡先：矢作中学校 教頭 手島 露子 電話 31-3808)